

資料編

資料編 目次

| | |
|----------------------|----|
| 江南市環境基本計画 諮問・答申..... | 65 |
| 江南市環境基本条例..... | 69 |
| 市の環境 | 73 |
| 環境に関する意識調査結果の概要..... | 87 |
| 用語集 | 96 |

江南市環境基本計画 諮問・答申

<諮 問>

28江環第567号
平成28年10月7日

江南市環境審議会
会長 楓 健 年 様

江南市長
澤 田 和 延

改訂版第二次江南市環境基本計画(案)について(諮問)

改訂版第二次江南市環境基本計画(案)について、江南市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答 申>

平成29年3月16日

江南市長 澤田 和延 様

江南市環境審議会
会長 楓 健年

改訂版第二次江南市環境基本計画(案)について(答申)

平成28年10月7日付け28江環第567号で諮問のありました「改訂版第二次江南市環境基本計画(案)」について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり、とりまとめましたので答申します。

本計画は、望ましい環境像を「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」と掲げ、地球温暖化対策や生物多様性の保全に対する計画としての側面を持ちつつ、4つの環境目標と14の基本的取り組みを設定し、江南市の快適な環境を市民、事業者、市のそれぞれが、みんなで作る計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、望ましい環境像を実現されるため、下記のことに配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 市は、望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市が協働して、それぞれが地域の主役となって快適な生活環境都市をつくり上げることができるよう、環境情報の共有に努め、その体制の充実を図ること。
- 2 市は、計画を確実に推進するため、目標・指標の把握に努め、進行管理を適切に行うとともに、市を取り巻く環境状況や市民ニーズの変化の把握に努め、必要に応じて、目標・指標・取り組み内容等の見直しを行うこと。
- 3 市は、市民、事業者等に計画の概要版等を配布するなどして、改訂版第二次江南市環境基本計画の普及・啓発の推進に努めること。

＜委員名簿＞

江南市環境審議会委員名簿

平成 29 年 2 月 17 日現在

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 等 |
|-------|--------|-------------------------|
| 学識経験 | ◎楓 健年 | 愛知県消費者団体連絡会 代表幹事 |
| | 木内 清美 | 愛知江南短期大学 こども健康学科 学科長 |
| | 太田 立男 | 技術士(応用理学部門—地球物理及び地球化学) |
| | ○川口 邦彦 | NPO法人トンボと水辺環境研究所 理事 |
| 団 体 等 | 山崎 博征 | 一般社団法人江南青年会議所 理事長 |
| | 添田 祐一 | 江南市小中学校長会 江南市立門弟山小学校 校長 |
| | 伊藤 靖祐 | 江南市私立幼稚園協会 会長 |
| | 林本 圭司 | 江南市災害協力会 役員 |
| | 藤田 泰雄 | NPO江南フラワーズ 役員 |
| | 岩井 喜美子 | 江南生活環境を良くする会 会長 |
| 一般公募 | 望月 晴夫 | 一般公募 |
| | 黒岩 義光 | 一般公募 |
| | 落合 敬子 | 一般公募 |
| | 石井 進 | 一般公募 |
| 行政機関 | 福永 泰生 | 愛知県尾張県民事務所 環境保全課 課長 |

◎は会長 ○は副会長

※任期:平成 29 年 2 月 17 日から平成 31 年 2 月 16 日まで

<会議の経過>

環境審議会の開催日と議題

| 開催日 | 回 | 主な議題 |
|------------------|-------|--|
| 平成 28 年 8 月 3 日 | 第 1 回 | 第二次江南市環境基本計画改訂事業について |
| 平成 28 年 10 月 7 日 | 第 2 回 | 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)の諮問について |
| 平成 28 年 11 月 1 日 | 第 3 回 | 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)のパブリックコメントの実施について |
| 平成 29 年 2 月 17 日 | 第 4 回 | 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)のパブリックコメントの結果について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)の答申について |
| 平成 29 年 3 月 16 日 | ----- | 答申(会長、副会長) |

▼平成 29 年 3 月 16 日に行われた楓会長、川口副会長から澤田市長への答申の様子です。



江南市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 総合的推進のための施策(第11条—第14条)

第4章 効果的推進のための施策(第15条—第19条)

第5章 江南市環境審議会(第20条—第25条)

附則

江南市は、木曾川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりをもたらし、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、生活産業部環境課において処理する。

(委任)

第 25 条 第 20 条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

(江南市環境審議会条例の廃止)

3 江南市環境審議会条例(平成 12 年条例第 35 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 25 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

市の環境

1. 社会環境

1.1 市の位置及び沿革

本市は濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km²のまとまりやすい市域です。また、名古屋市から 20km 圏にあり名鉄犬山線により約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

昭和 29 年 6 月 1 日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 か町村の合併により江南市が発足しました。

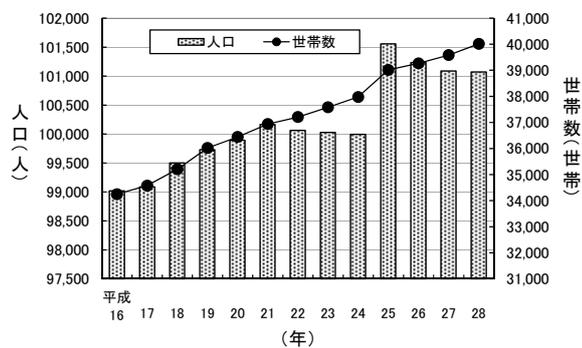
1.2 人口

本市の人口は着実に増加を続けておりましたが、平成 21 年をピークに減少し始めました。平成 25 年にいったん増加しましたが、再び減少に転じ平成 28 年 4 月 1 日現在で 101,070 人です。

一方世帯数の増加傾向は続いていることから、1 世帯当たりの人口が減少しており、平成 28 年 4 月 1 日現在で 2.5 人です。

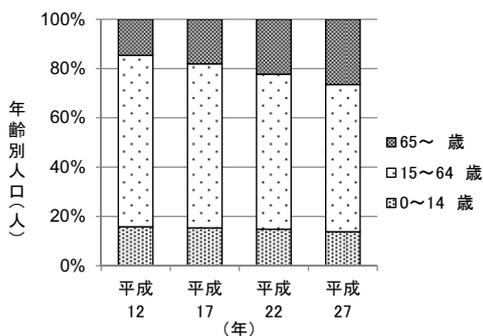
本市の平成 22 年の昼夜率(昼間人口÷夜間人口×100)は約 84%で、夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンといえます。

年齢別人口では、65 歳以上の高齢者の割合が増加し、約 26%を占めています。



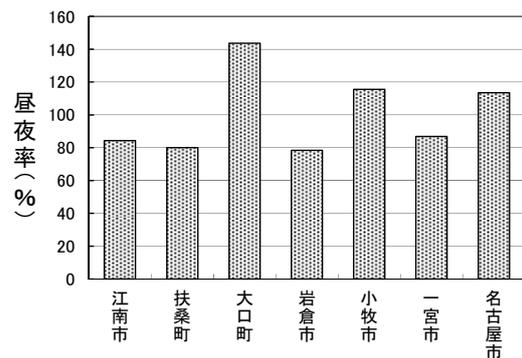
資料:「こうなんの統計」(各年 4 月 1 日現在)

■ 人口・世帯数の推移



資料:「こうなんの統計」(各年 10 月 1 日現在)

■ 年齢別人口の推移

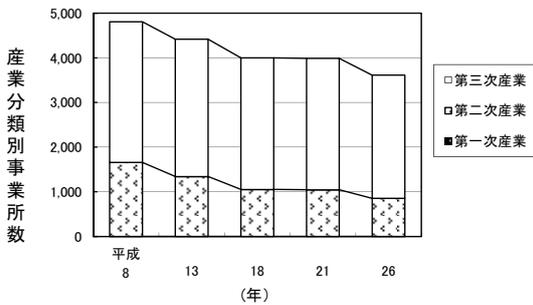


資料:「愛知県統計年鑑」(平成 22 年 10 月 1 日現在)

■ 昼夜率の比較

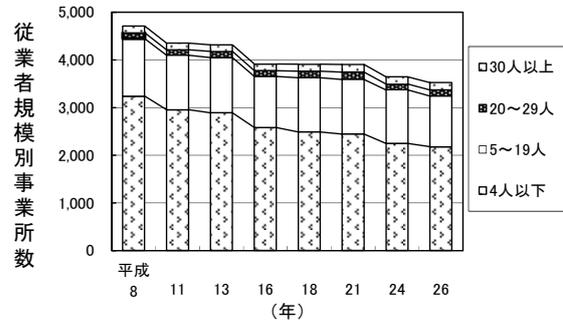
1.1 産業

本市の事業所数は、減少傾向にあります。事業所の76%が第三次産業で、製造業を中心とする第二次産業が24%となっています。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業です。また、従業者数4人以下の小規模の事業所が全体の事業所の約60%を占めています。



資料:「こうなんの統計」(各年10月1日現在)

■ 産業分類別事業所数の推移

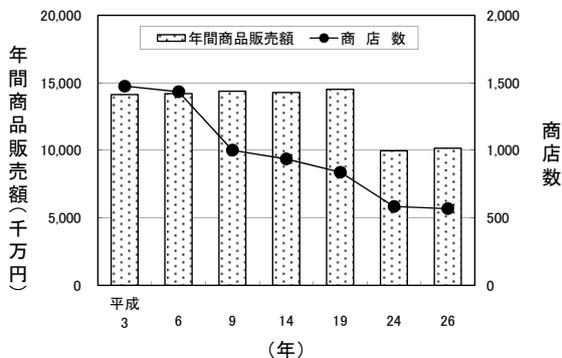


資料:「愛知県統計年鑑」「平成26年経済センサス」(各年10月1日現在)

■ 従業者規模別事業所数の推移(民間)

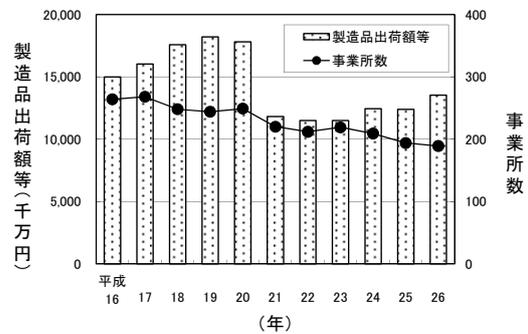
商業では、年間商品販売額、商店数ともに減少しています。

工業では、製造品出荷額等は平成16年から増加傾向でしたが、平成21年に大きく減少したものの徐々に回復する傾向にあります。事業所数は平成16年から減少傾向が続いています。



資料:「こうなんの統計」(各年6月1日現在(平成3、6、26年は7月1日現在、平成9、14、19年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在))

■ 商業の年間商品販売額・商店数の推移

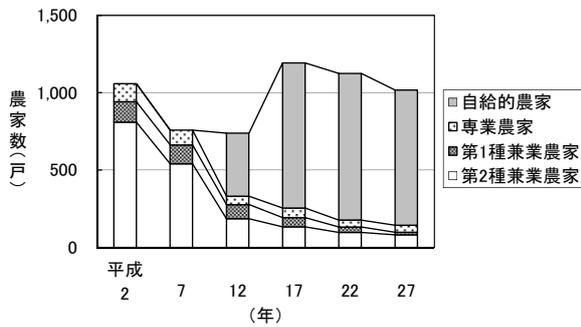


資料:「こうなんの統計」(各年12月31日現在)

■ 工業の製造品出荷額等・事業所数の推移

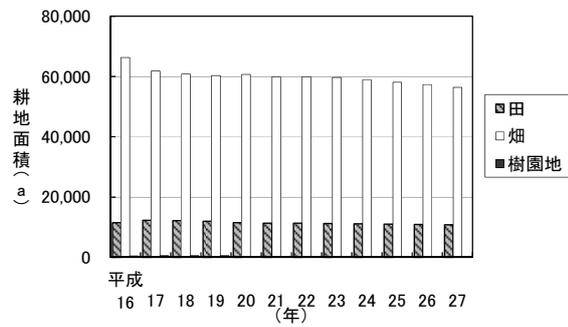
農業所得のある専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家は、減少傾向にあり、特に第2種兼業農家は大きく減少しています。その一方で、平成12年から平成17年にかけて、自給的農家(経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家)が増加しています。

耕地面積のおよそ8割を占めている畑の面積は、減少傾向にあります。



資料:「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

■ 農家数の推移



資料:「こうなんの統計」(各年8月1日現在)

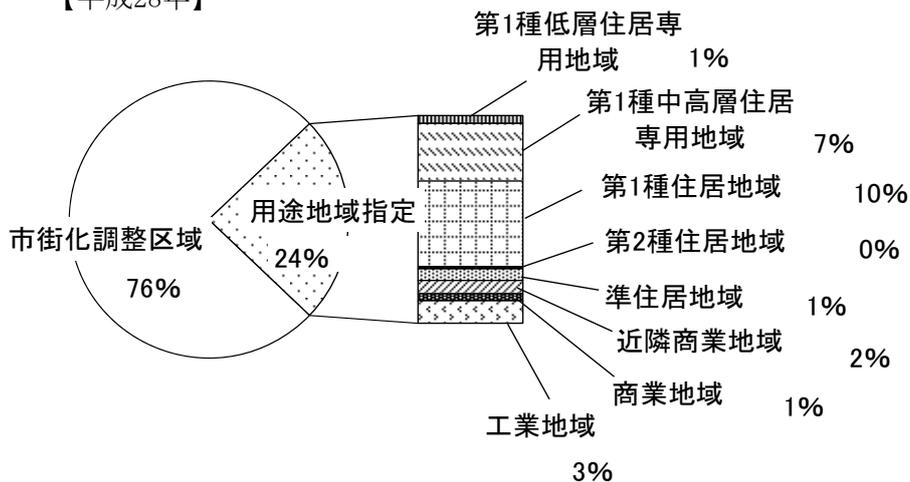
■ 耕地面積の推移

1.3 土地利用

本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約24%にあたる734haが市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域が市域の約17%を占めています。

平成28年は、平成16年に比べ田・畑が減少し、宅地が増加しています。

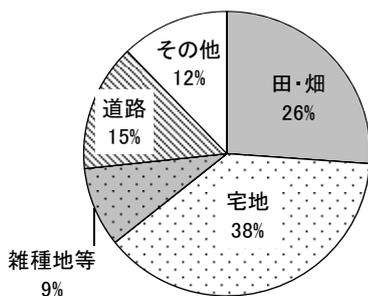
【平成28年】



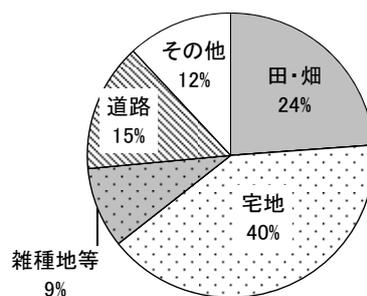
資料:「こうなんの統計」(平成28年4月1日現在)

■ 用途地域別面積の割合

【平成16年】



【平成28年】



資料:「こうなんの統計」(各年1月1日現在)

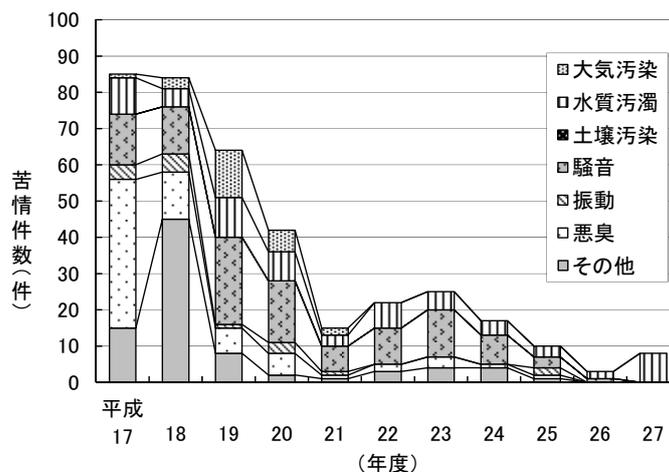
■ 土地利用状況の比較

2. 生活環境

2.1 公害

(1) 苦情件数

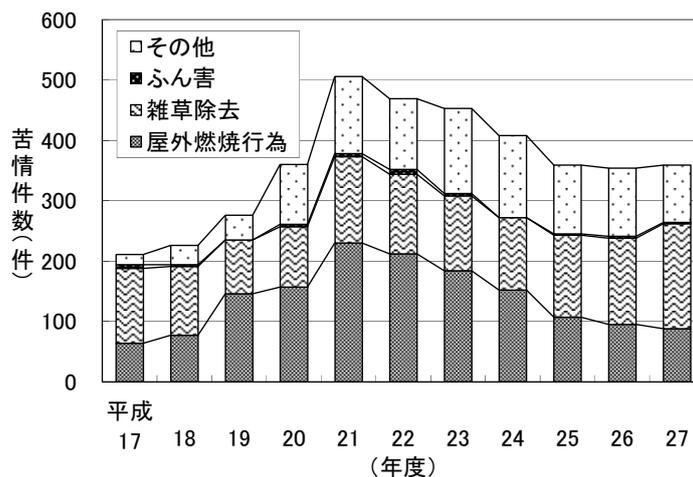
平成 18 年度まで、公害に関する苦情はおよそ 80 件程度でしたが、平成 19 年度以降、減少傾向が強まり、平成 27 年度は 8 件でした。近年は主に騒音と水質汚濁の苦情が寄せられています。



資料:「こうなんの統計」

■ 公害苦情件数の推移

最近では、屋外燃焼行為、雑草除去、ふん害などの典型 7 公害 (大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染) 以外の苦情が増加しましたが、平成 21 年度をピークに減少しています。苦情の内容は、屋外燃焼行為、雑草の除去、ふん害に関するもので、近年は屋外燃焼行為が減少しており、平成 27 年度の苦情は 359 件でした。



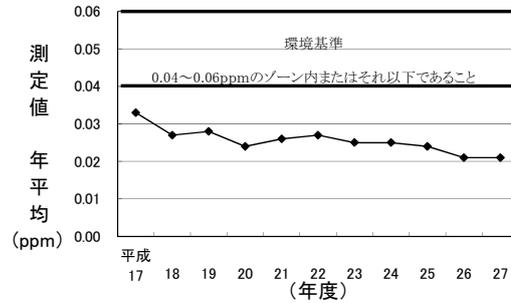
資料:「こうなんの統計」

■ 生活環境苦情件数の推移

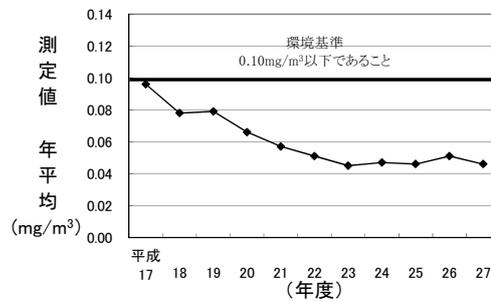
(1) 大気

古知野町花霞の調査結果では、光化学オキシダントが、平成 17 年度から平成 27 年度まで、1 時間値の最高値が環境基準を超えていました。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満足していました。

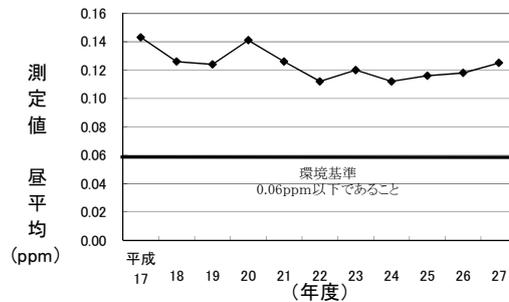
▼ 二酸化窒素



▼ 浮遊粒子状物質



▼ 光化学オキシダント



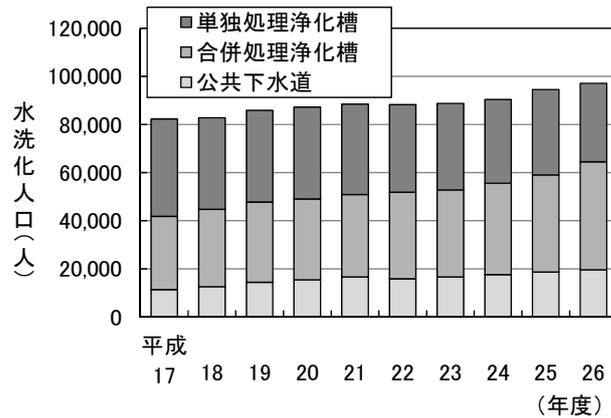
資料:「愛知県大気汚染調査結果」

■ 大気汚染物質の推移

(2) 水質

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によれば、水洗化率(総人口に占める下水道及び浄化槽等の人口)は増加を続け、平成 26 年度には 96.0%に達し、水質改善に効果があったと考えられます。一方で、水洗化人口のうち約 1/3 が単独処理浄化槽であり、依然として、未処理の生活排水が河川に流入しています。

引き続き、市では、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに市民一人ひとりの生活排水に対する理解と協力を呼びかけるために、環境フェスタ江南において、啓発コーナーを設けてリーフレットや水切り袋など啓発資材の配布を行っています。



資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

■ 水酸化人口の推移

(3) 騒音

平成 27 年度に実施した主要幹線道路(一宮犬山線、里小牧北方江南線)を対象に実施した自動車騒音の測定、面的評価では、昼間、夜間いずれも環境基準の達成率が 100%でした。

2.2 廃棄物の状況

(1) ごみ処理の概要

全市域を処理区域として、家庭から出るごみを中心に、処理を行っています。

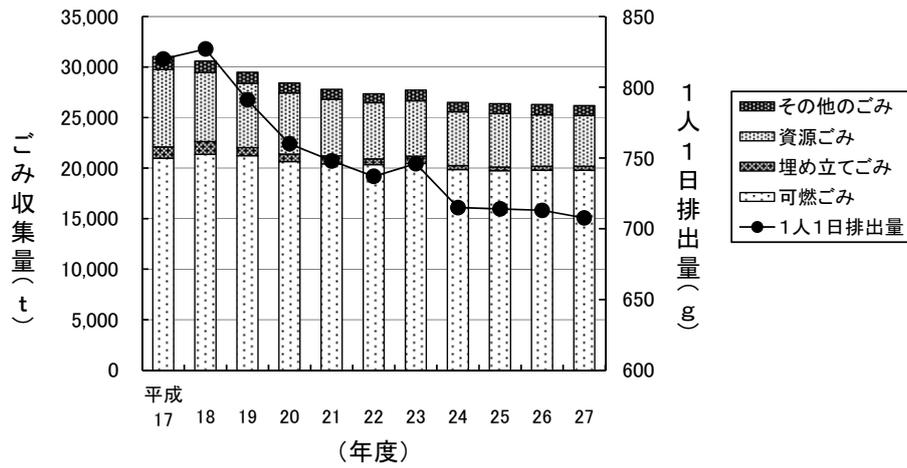
可燃ごみは、一部事務組合の焼却処理施設(環境美化センター)で焼却・減量化し、さらに焼却後の残りかすの中から鉄類を回収し、残りを組合の最終処分場などで埋立処分しています。可燃性の中型ごみ及び粗大ごみについては、主に環境美化センターで破碎して鉄類と可燃物に分類し、鉄類は回収し資源化、可燃物については一部を焼却処理しています。

現在、2 市 2 町(犬山市・江南市・大口町・扶桑町)の広域による新ごみ処理施設の建設に向けた準備が進められています。

埋立ごみは、市収集ごみの一部を手作業により選別後、市破碎処理施設で破碎すると同時に鉄類と可燃物を抜き出して資源化や焼却を行うことで、減量化を図っています。資源ごみは、空き缶類、空きびん類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、特別ごみ、廃食用油を回収してリサイクルを行っています。

(2) ごみ排出量

ごみ収集量は減少傾向が続いていますが、平成 24 年度以降、やや鈍化しています。市民 1 日当たりの排出量も同様の傾向が見られます。ごみの内訳では約 70%が可燃ごみで、約 20%が資源ごみとなっています。なお、可燃ごみの約 70%が家庭系です。資源ごみは平成 17 年度から約 30%減少していますが、可燃ごみは約 5%程度の減少にとどまっています。



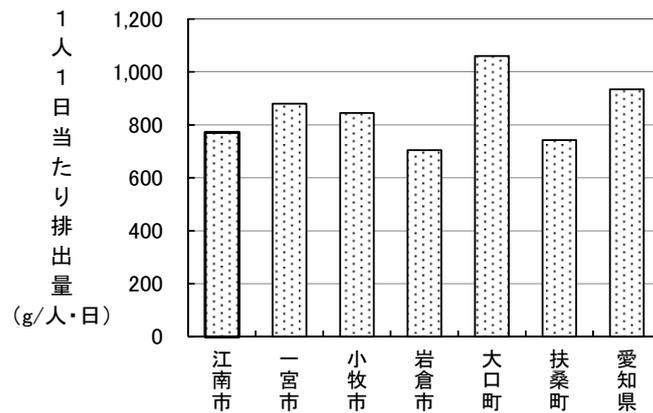
注 1:その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

注 2:平成 18 年度からプラスチック類及び特別ごみは資源ごみに集計した。

資料:「平成 28 年度 清掃事業概要(平成 27 年度実績)」

■ ごみ収集量の推移

1人1日当たり排出量を周辺自治体や愛知県全体と比較すると、江南市は愛知県より約160g/人・日程度少ないですが、岩倉市と扶桑町は江南市より少なくなっています。



注:排出量は、生活系ごみ(生活系ごみ収集量+集団回収量)と事業系ごみ(事業系ごみ収集量)の合計。

資料:「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 26 年度実績)」(環境省)

■ 1人1日当たり排出量の比較

(3) 資源化

資源ごみの分別区分は右記のとおりです。

市内 254 か所(平成 28 年 4 月現在)のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、細分化して分別収集を実施しています。廃食用油は、上記のごみ収集ステーションとは別の公共施設等で回収しています。

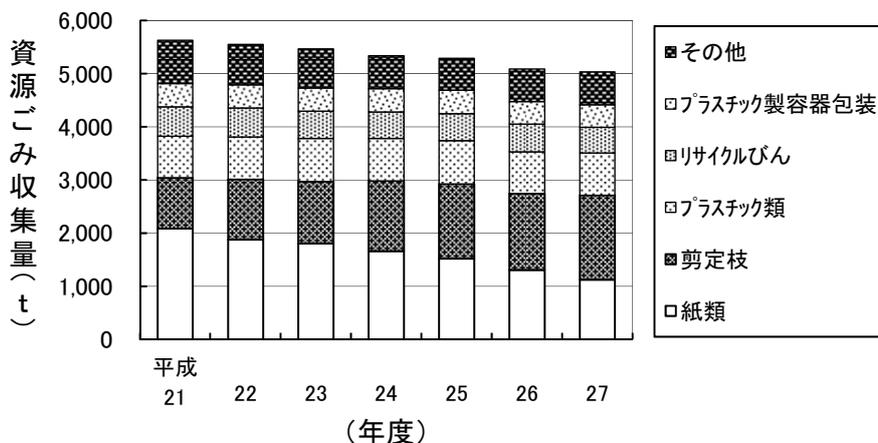
平成 21 年度以降では、資源ごみ収集量全体は減少しています。内訳では剪定枝の排出量が増え、紙類の排出量が減っています。

本市では、区・町内会に対して分別協力金を、子供会、PTA、老人クラブなどの各種団体に対して助成金を交付して支援し、ごみの減量化を進めています。回収量は新聞紙、雑誌が大半を占めています。回収量は減少傾向が続いています。

● 資源ごみの分別区分

| | |
|--------------|---|
| 空き缶類 | |
| 空きびん類 | 無(白)色 |
| | 茶色 |
| | 青・緑色 |
| | 黒色 |
| 紙類 | 段ボール |
| | 新聞紙 |
| | 雑誌・雑がみ |
| | 牛乳パック |
| 使用済はがき | |
| 布類 | |
| 鉄類 | |
| ペットボトル | |
| トレイ | |
| 発泡スチロール | |
| プラスチック製容器包装類 | |
| 廃プラ(プラスチック類) | 商品そのもの(プラスチック製容器包装類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック類) |
| | カセット、ビデオ、CD、DVD |
| 特別ごみ | 乾電池 |
| | 蛍光管 |
| 中型ごみ | |
| 剪定枝・草 | |
| 小型家電 | |
| 廃食用油 | |

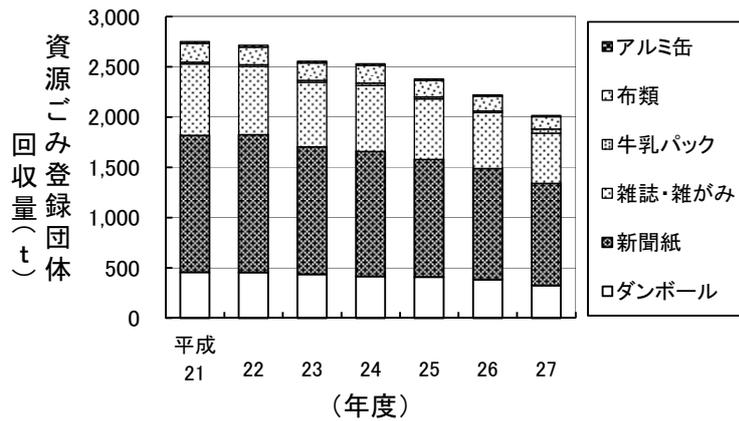
資料:江南市環境課資料



注:「その他」は、布類、鉄類、空き缶、リユースびん、小型家電、廃食用油、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、特別ごみの合計。

資料:「平成 28 年度 清掃事業概要(平成 27 年度実績)」

■ 資源ごみ収集量の推移



注:アルミ缶は補助対象外の品目。資料:「平成 28 年度 清掃事業概要 (平成 27 年度実績)」

■ 資源ごみ収集量の推移

(4) ごみ減量化への取り組み

平成 28 年 4 月 1 日現在、市内 254 か所のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、27 種類に細分化して分別収集を実施しています。

毎年ごみ減量「57運動」(1日1人当たり57gの減量)を展開し、ごみの減量に取り組んでいます。環境フェスタ江南コウナンの開催では、ごみ減量及び環境問題を全市的な取り組みとしてさらに強力で推進しています。

プラスチック製容器包装類の分別収集の開始、廃食用油の回収、市内の 14 店舗レジ袋の有料化、剪定枝などのチップ化、化粧品の瓶(乳白色の瓶を除く)の回収など、年々ごみ減量化への取り組みが進んでいます。

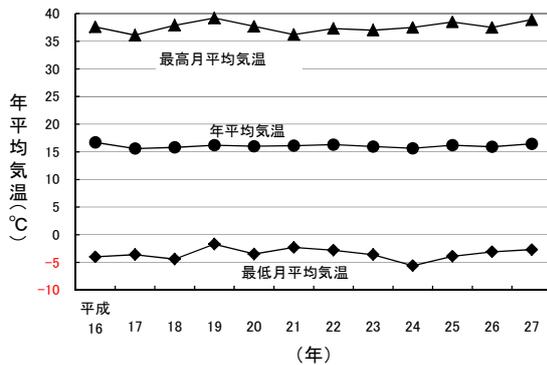
また、生ごみ処理機器の設置に対する補助件数は、平成 20 年度ごろから減少傾向が見られますが、累計では世帯当たりで約 0.2 台まで普及していることになっています。

3. 自然環境

3.1 気象

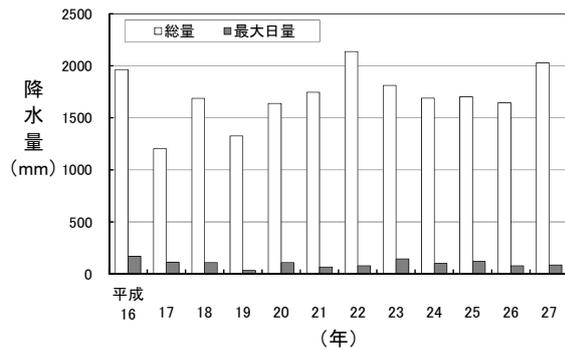
平成 27 年の年平均気温は 16.5℃でした。気温の推移を見ると、年平均気温はほぼ横ばいですが、最高月平均気温、最低月平均気温は、多少の変動があるものの近年は微増傾向が伺えます。

平成 27 年の総降水量は 2,028.5mm でした。総降水量は毎年変動していますが、おおむね 1,500mm 前後であることから、平成 27 年度は比較的雨の多い年だったといえます。また最大日量は 100mm 前後です。



資料:「こうなんの統計」

■ 平均気温の推移



資料:「こうなんの統計」

■ 降水量の推移

3.2 生物多様性

平成 22(2010)年 10 月には愛知県名古屋市で「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)の第 10 回締約国会議(COP10)が開催されました。地球規模で生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、わが国は国際的なリーダーシップをとっています。COP10 を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、さまざまな社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた取り組みが進められています。

愛知県では、「生物多様性戦略 2020」を平成 25 年 3 月に策定し、県民、事業者、NPO や行政といった地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働して、地域本来の自然環境を保全・再生し、人と人とのつながりを育みながら、生き物の生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」の県内展開を図っています。

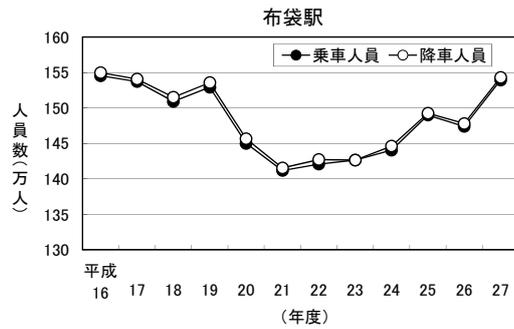
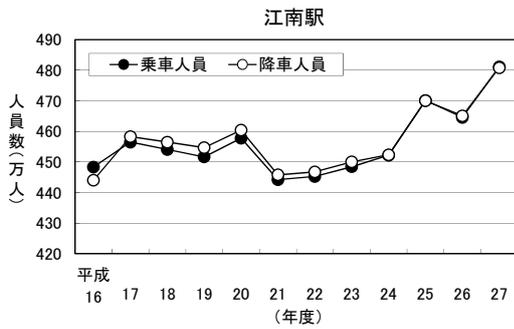
3.3 緑地・緑化

まちの緑化に向けて、建築物の屋上や敷地内の空き地などを緑化するための整備(緑化施設整備)や花いっぱい運動などを推進しています。

3.4 交通

(1) 公共交通機関の利用

公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっています。利用客は平成 21 年度を境に増加に転じています。バスについては、平成 28 年 4 月現在、名鉄バス 9 路線が運行されています。平成 16 年度からは、市内の公共交通機関の不足を補うため、タクシーを利用した「いこまいCAR」が運行しています。



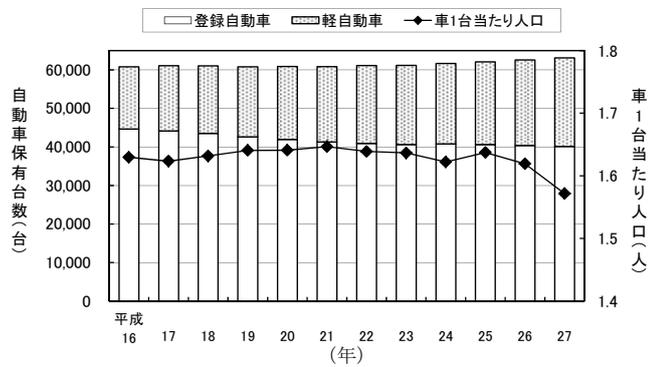
資料:「こうなんの統計」

■ 名鉄電車乗降客数の推移

(2) 自動車利用

自動車保有台数は、ほぼ横ばいでしたが平成 23 年度からやや増加する傾向が見られます。保有する自動車の内訳では軽自動車が増加しています。

近年人口は減少していることから、車1台当たりの人口は減少しており、おおむね 1.6 人で 1 台を所有していることになります。



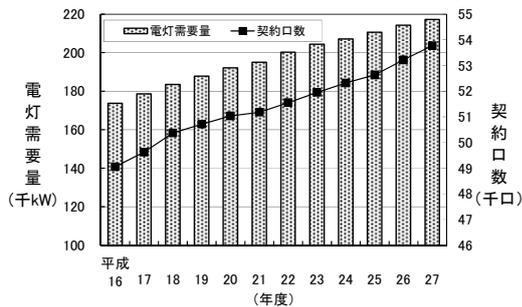
資料:「こうなんの統計」

■ 自動車保有台数の推移

4. 地球・広域環境

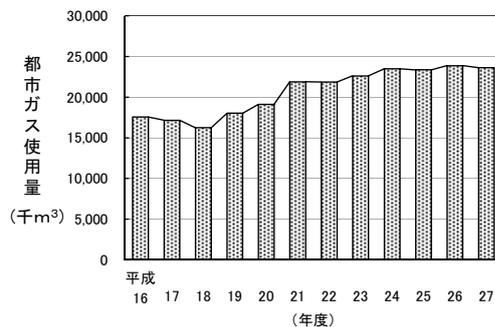
4.1 電気・ガス・上水道

電気(電灯)の需要量は、年々増加しています。都市ガスの使用量は、平成 18 年度を境に増加傾向を続けています。



資料:「こうなんの統計」

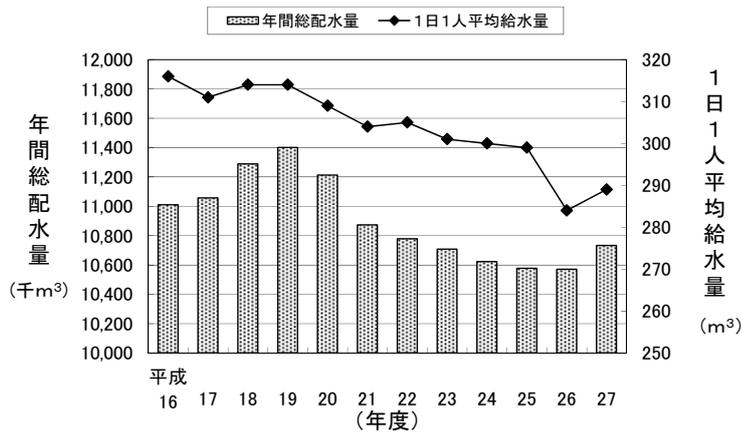
■ 電灯需要量の推移



資料:「こうなんの統計」

■ 都市ガス使用量の推移

上水道は、平成 19 年度を境に、年間総配水量が減少しています。1日1人平均配水量も減少を続けており、平成 26 年度には 300 m³を切りました。



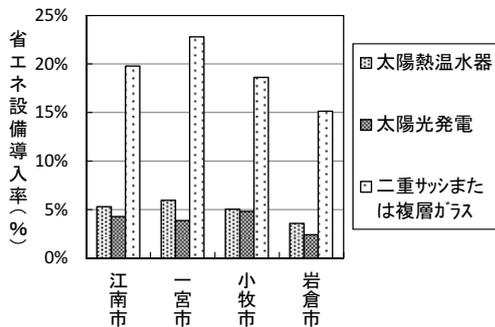
資料:「こうなんの統計」

■ 年間総配水量の推移

4.2 省エネ設備の導入状況

江南市の省エネ設備の導入率は、二重サッシまたは複層ガラス、太陽熱温水器が約 5%、太陽光発電は約 20%で、周辺自治体よりやや高い傾向があります。

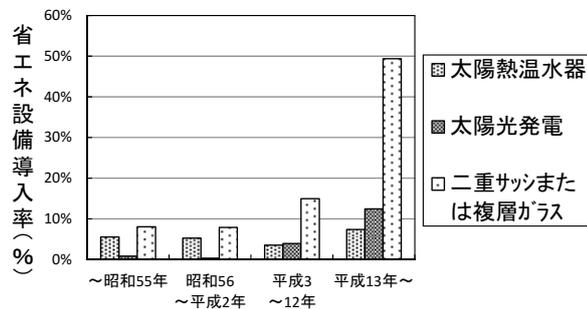
建築の時期別にみると、平成2年以前の建築ではいずれも10%未満であるのに対し、平成3年以降では二重サッシまたは複層ガラスや、太陽光発電の導入率が急激に増加します。太陽熱温水器の導入率は、建築の時期にかかわらず5%前後です。



注:持ち家、借家の合計である。

資料:「平成25年住宅・土地統計調査」

■ 省エネ設備導入率の比較



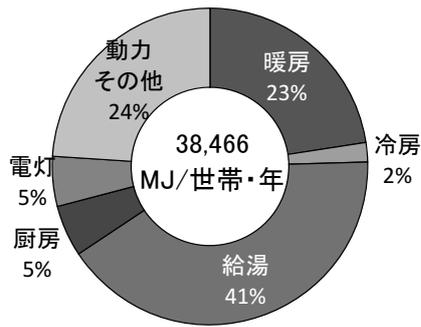
注:持ち家、借家の合計である。

資料:「平成25年住宅・土地統計調査」

■ 省エネ設備導入率(江南市)

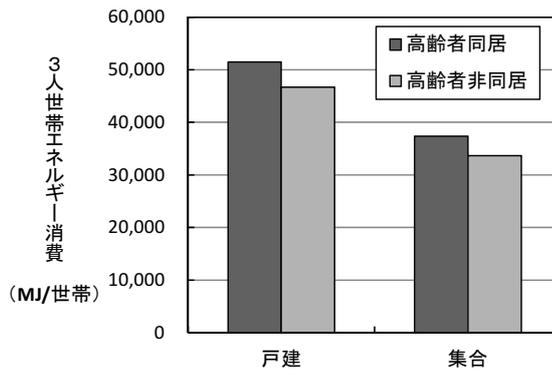
家庭のエネルギー消費量は、給湯目的が最も多く41%、暖房が23%であり、太陽エネルギーを給湯に利用する太陽熱温水器や暖房効率を上げる二重サッシまたは複層ガラスは、省エネ対策に有効であることがわかります。

高齢者が同居する場合、同じ3人世帯でもエネルギー消費量が10%程度高くなる傾向があります。



資料:「平成 24 年度エネルギー消費状況調査(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

■ 用途別エネルギー消費量



注:3人世帯のエネルギー消費である。

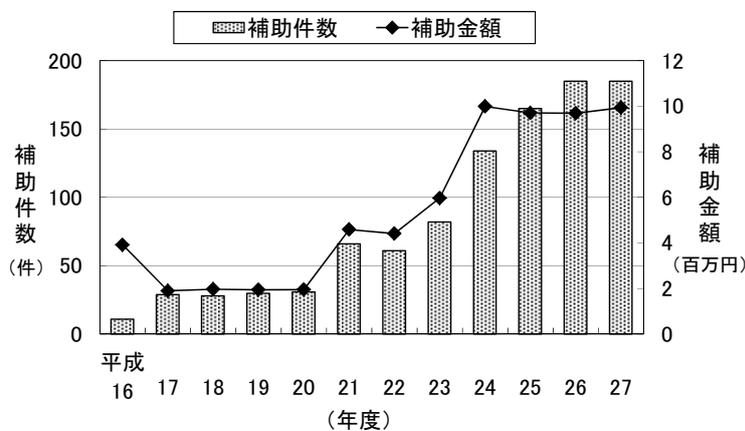
資料:「平成 24 年度エネルギー消費状況調査(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

■ 高齢者同居別エネルギー消費量

4.3 住宅用太陽光発電システム設置費補助の状況

太陽光発電システム設置費補助件数、及び補助金額の推移を示します。

件数、補助金額ともに平成 21 年度から 24 年度にかけて急増していますが、その後は横ばいとなっています。



資料:江南市環境課資料

■ 太陽光発電システム設置費補助件数、補助金額の推移

4.4 地球温暖化の現状と二酸化炭素排出量

気候変動枠組条約締約国会議(COP3)の京都議定書の中で、わが国を含む先進国を中心とする附属書I国には、第一約束期間(2008~2012年の5年間)における温室効果ガスの平均排出量の目標が定められ、わが国には、基準年(平成2(1990)年度)の排出量から6%削減するという目標が割り当てられました。わが国の第一約束期間中の5カ年の排出量は、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、京都議定書の目標である基準年比6%削減を達成しました。

しかし、京都議定書の枠組みでは対策に限界があることから、新たな枠組みを検討する必要が出てきました。

平成 22(2010)年、メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP16)では、新たな対策の骨格を「カンクン合意」として採択し、京都議定書を離脱した米国や、温室効果ガスの削減義務を負っていない中国、インドなどの新興国にも、一定の削減を初めて求め、主要排出国が参加する新しい国際体制が動き出しました。平成 23(2011)年、南アフリカ共和国のダーバンで開催されたCOP17 では、京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、日本、ロシア、カナダは、第二約束期間には参加しないことを表明しました。一方で、将来の枠組みについては、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を平成 32(2020)年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意しました。

このようななか、IPCCは、平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけて、第 5 次評価報告書の作成を行い、平成 26(2014)年 11 月に統合報告書を公表しました。この報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が主な原因であった可能性が極めて高いことなどが示されました。温室効果ガスの継続的な排出が、さらなる温暖化と気候システムに長期にわたる変化をもたらし、深刻な影響を生じる恐れがあることから、早急な対応が求められています。

平成 27(2015)年、フランスのパリで開催された COP21 において、発展途上国も含めたすべての国が削減に努める「パリ協定」を採択しました。世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を 2°C 未満に抑える目標を設定しています。

わが国は、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとの目標を提示し、この目標を達成するための「地球温暖化対策計画」を平成 28(2016)年 5 月に策定しました。また、COP21 に先立ち、温暖化する気候に適応するため、「気候変動の影響への適応計画」を平成 27(2015)年 11 月に策定しました。なお、パリ協定は、温室効果ガス排出量の多い中国、アメリカ、インドをはじめとする国々が批准し、平成 28(2016)年 11 月に発効しました。

環境に関する意識調査結果の概要

<目的>

市民、事業者の環境に対する意識の変化や取り組みの実態を確認し、計画に反映させることを目的としています。

<対象>

意識調査の対象と調査方法及びスケジュールを以下に示します。

● 意識調査の対象と調査方法及びスケジュール

| 対 象 | | 調査方法 | スケジュール |
|-----|----------------------------|-------------------|--------------------|
| 市民 | ・18歳以上の市民 1,000人 ・無作為抽出 | 郵送による配布・回収を行いました。 | 発送 平成 28 年 7 月 8 日 |
| 事業所 | ・本市の事業所 200件 ・業種別に抽出 | | 回収締切 同 7 月 22 日 |

<回収数>

調査票の回収数を以下に示します。

● 調査票の回収数

| 対 象 | 回収数 | |
|-----|-------|------------|
| | 配布数 | |
| 市 民 | 2,000 | 400(40.0%) |
| 事業所 | 200 | 103(51.5%) |

注:()内は回収率を示す。

<結果>

調査した結果のうち、市民、事業者による現在の環境に対する評価や、将来の環境に関すること、行動の実態に関することについて、次に示します。

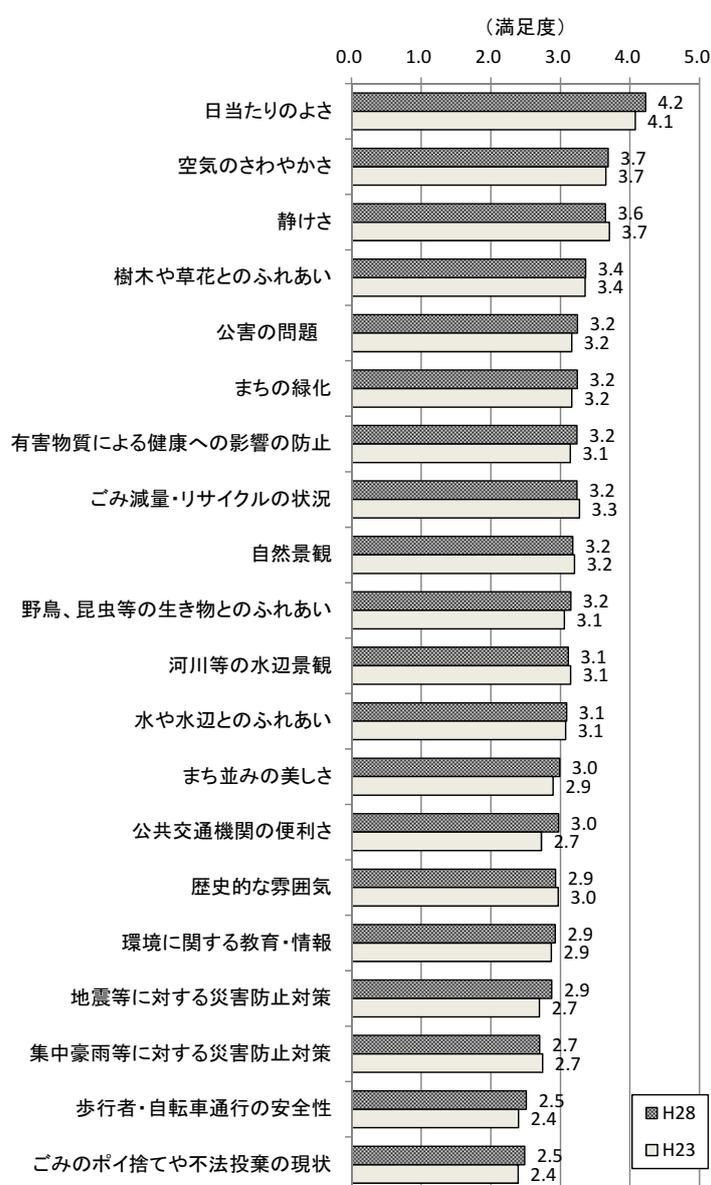
なお、平成 23 年度に実施した意識調査については、今回(平成 28 年度)の設問内容と若干異なるため、比較できない質問もあります。

1. 現在の環境の満足度と重要度について

「満足」・「重要」=5点、「やや満足」・「やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」・「さほど重要ではない」=2点、「不満」・「重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」・「重要度」として算出しました。

満足度が高いのは、「日当たりのよさ」で4.2点、次いで「空気のさわやかさ」が3.7点、「静けさ」が3.6点でした。満足度が低いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状」、「歩行者・自転車通行の安全性」でいずれも2.5点で、「集中豪雨等に対する災害防止対策」が2.7点、「地震等に対する災害防止対策」が2.9点でした。

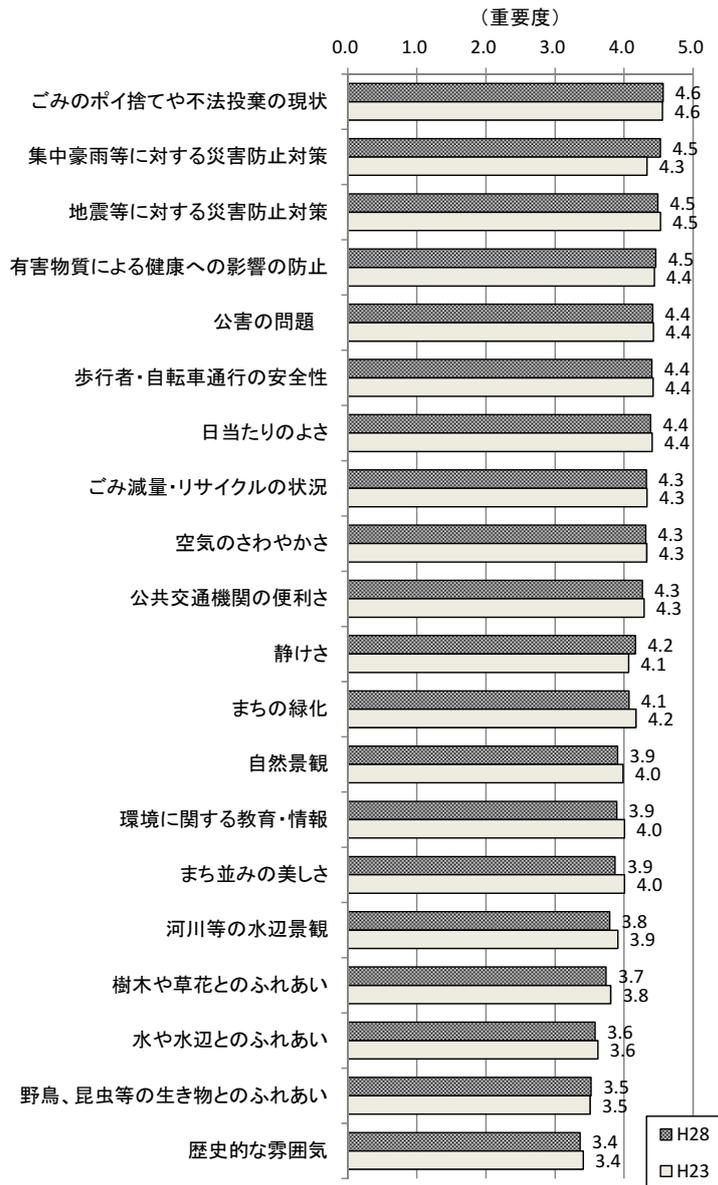
満足度を、平成23年度に行った意識調査と今回(平成28年度)で比較すると、前回調査より5年間で間隔が短かったこともあり、満足度の傾向に変化は見られませんでした。



● 環境の満足度

重要度が高いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状」で4.6点、「集中豪雨等に対する災害防止対策」、「地震等に対する災害防止対策」、「有害物質による健康への影響の防止」が4.5点、「公害の問題」、「歩行者・自転車通行の安全性」、「日当たりのよさ」がいずれも4.4点でした。重要度が低いのは、「歴史的な雰囲気」で3.4点、「野鳥、昆虫等の生き物とのふれあい」が3.5点、「水や水辺とのふれあい」が3.6点でした。

重要度を、平成23年度に行った意識調査と、今回(平成28年度)で比較しました。前回調査より5年間と間隔が短かったこともあり、重要度の傾向に変化は見られませんでした。



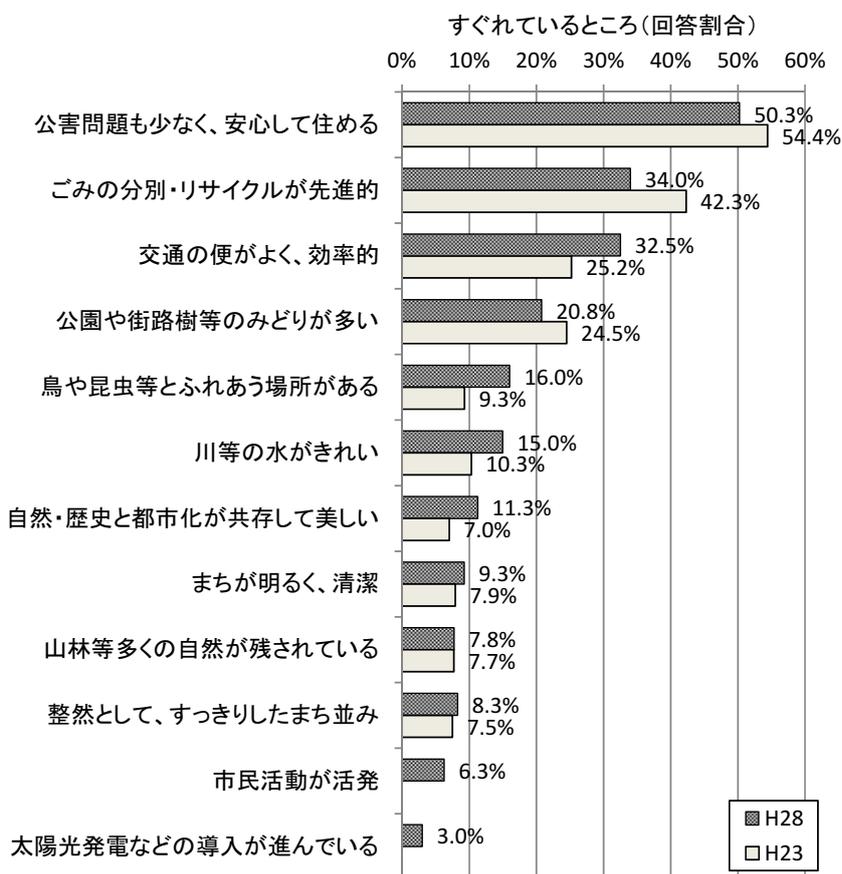
● 環境の重要度

$$\begin{aligned}
 \text{満足度・重要度} &= \{ (\text{「満足・重要」の回答数}) \times 5 + (\text{「やや満足・やや重要」の回答数}) \times 4 \\
 &\quad + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 + (\text{「やや不満・さほど重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 &\quad + (\text{「不満・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 &\quad \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

2. 江南市の環境ですぐれているところと良くないところ

環境のすぐれているところは、「公害問題も少なく、安心して住める」が 50.3%で最も多く、次いで「ごみの分別・リサイクルが先進的」が 34.0%、「交通の便がよく、効率的」が 32.5%でした。

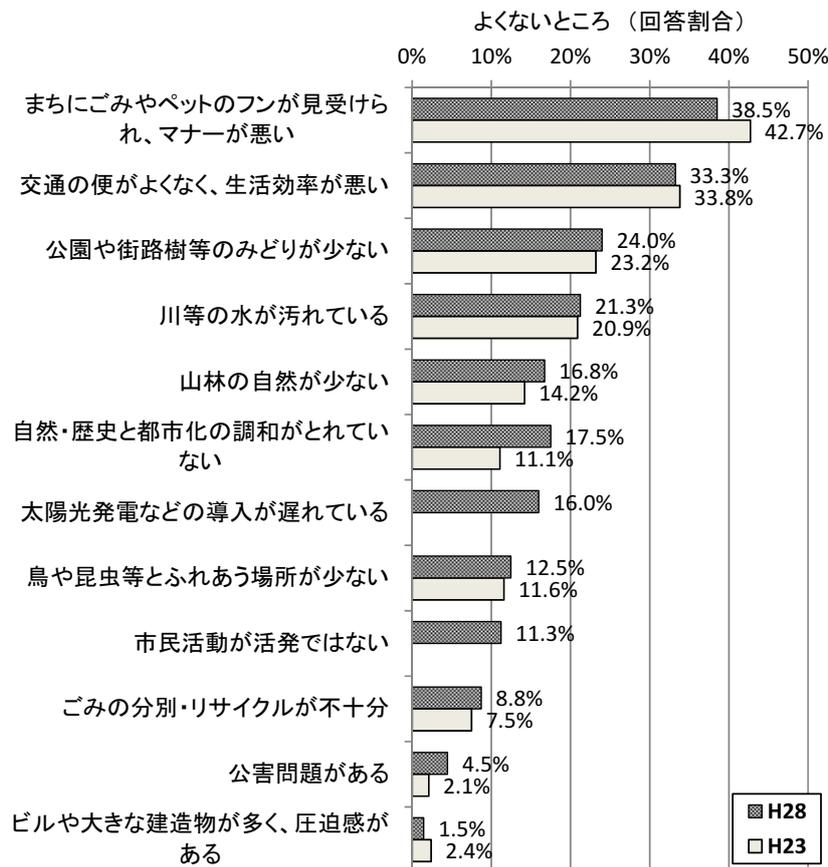
平成 23 年度に行った意識調査と今回(平成 28 年度)の比較をすると、「公害問題も少なく、安心して住める」、「ごみの分別・リサイクルが先進的」の回答割合が低くなった一方で、「交通の便がよく、効率的」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 環境のすぐれているところ

環境のよくないところは、「まちにごみやペットのフンが見受けられ、マナーが悪い」が 38.5%で最も多く、次いで「交通の便がよくなり、生活効率が悪い」が 33.3%、「公園や街路樹等のみどりが少ない」が 24.0%でした。

平成 23 年度に行った意識調査と今回(平成 28 年度)の比較をすると、「まちにごみやペットのフンが見受けられ、マナーが悪い」が低くなった一方で、「自然・歴史と都市化の調和がとれていない」の回答割合が高くなりました。



● 環境のよくないところ

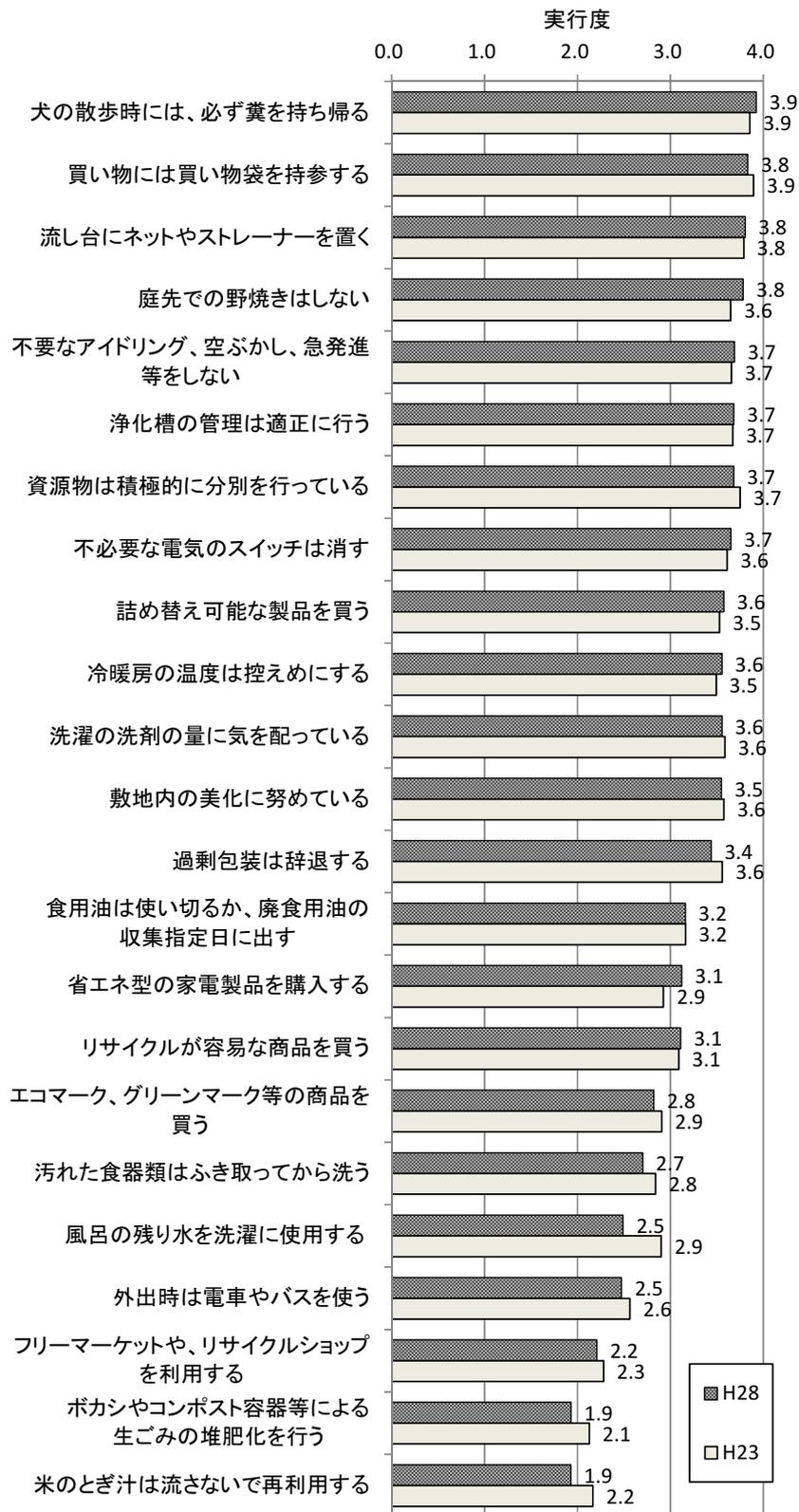
3. 市民の環境に配慮した行動の実行度について

市民の環境に配慮した行動の実行度(市平均)を以下に示します。

「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

実行度が高いのは、「犬の散歩時には、必ず糞を持ち帰る」で3.9点、次いで「買い物には買い物袋を持参する」、「流し台にネットやストレーナーを置く」、「庭先での野焼きはしない」が3.8点となっています。実行度が低いのは、「米のとぎ汁は流さないで再利用する」、「ボカシやコンポスト容器等による生ごみの堆肥化を行う」で1.9点、「フリーマーケットや、リサイクルショップを利用する」で2.2点となっています。

平成23年度に行った意識調査と、今回(平成28年度)で比較すると、前回調査より5年間と間隔が短かったこともあり、行動の傾向に変化は見られませんでした。



● 環境に配慮した行動の実行度(平成 28 年度)

$$\begin{aligned}
 \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行」の回答数}) \times 3 \\
 & + (\text{「今後実行する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数}) - \text{不明数} \}
 \end{aligned}$$

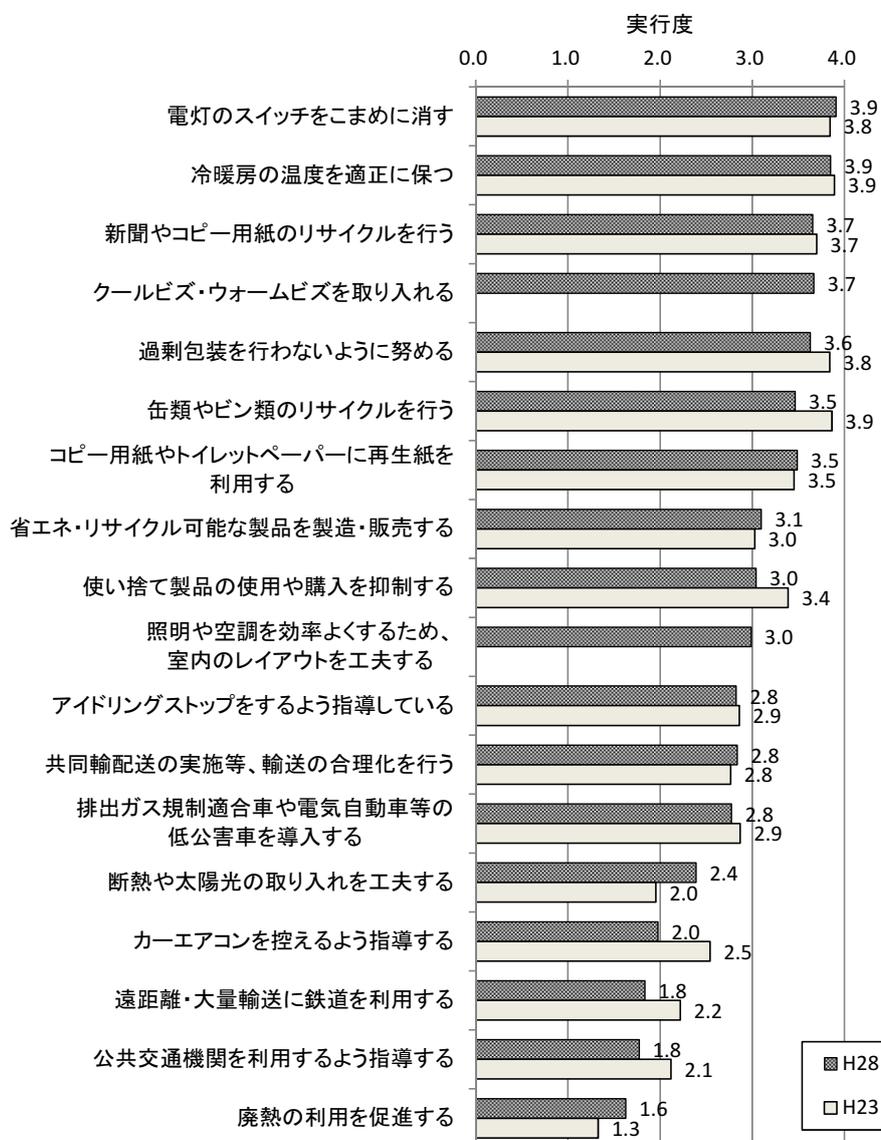
4. 事業所が取り組んでいる行動の実行度

事業所が取り組んでいる省エネ・リサイクルに関する行動の実行度を以下に示します。

「実行している」=4点、「今後2年以内に取り組む予定」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

実行度が高いのは、「電灯のスイッチをこまめに消す」、「冷暖房の温度を適正に保つ」で3.9点、次いで「新聞やコピー用紙のリサイクルを行う」、「クールビズ・ウォームビズを取り入れる」でいずれも3.7点、「過剰包装を行わないように努める」が3.6点となっています。

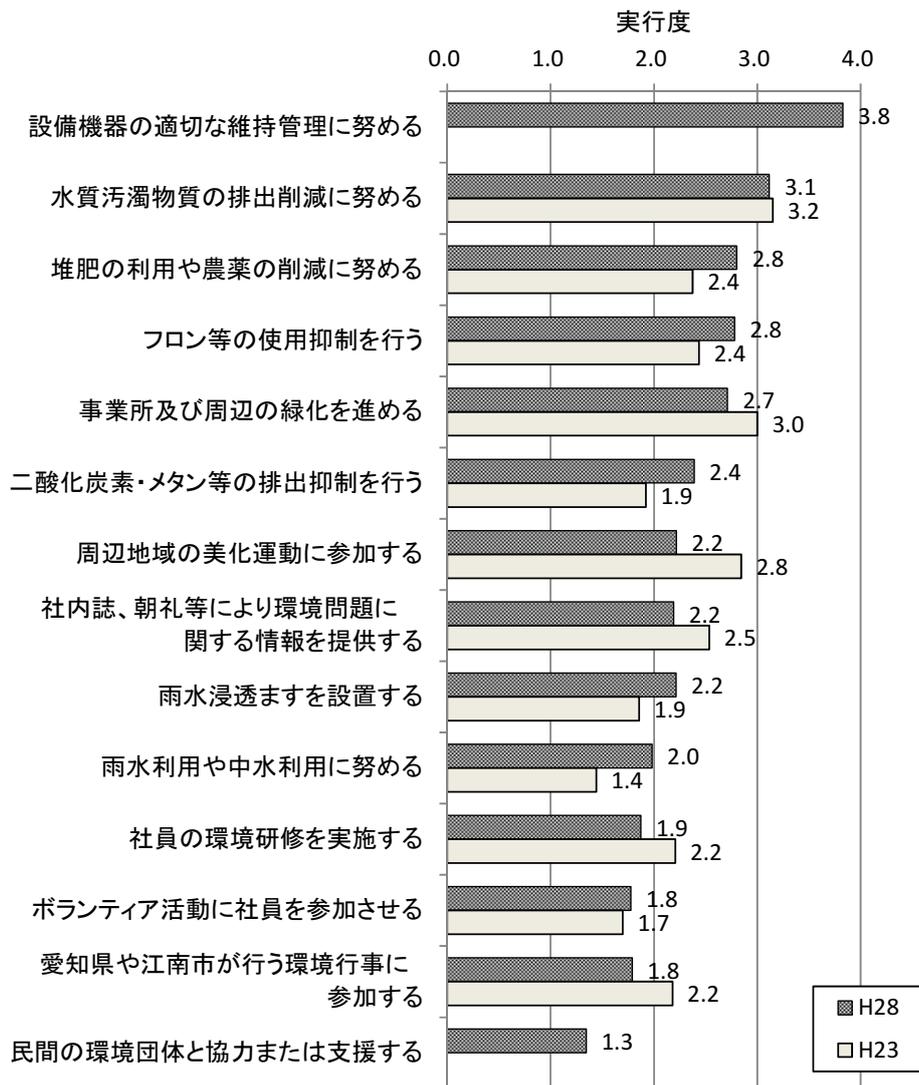
実行度が低いのは、「廃熱の利用を促進する」が1.6点、「公共交通機関を利用するよう指導する」、「遠距離・大量輸送に鉄道を利用する」が1.8点となっています。平成23年度に行った意識調査と今回(平成28年度)の比較をすると、運輸に関する質問である「公共交通機関を利用するよう指導する」、「遠距離・大量輸送に鉄道を利用する」、「カーエアコンを控えるよう指導する」の実行度が低くなっていました。



● 省エネ・リサイクルに関する行動の実行度(事業所)

社員教育・地球環境問題に関する行動について実行度が高いのは、「設備機器の適切な維持管理に努める」で 3.8 点、「水質汚濁物質の排出削減に努める」が 3.1 点、「堆肥の利用や農薬の削減に努める」、「フロン等の使用抑制を行う」が 2.8 点となっています。実行度が低いのは、「民間の環境団体と協力または支援する」で 1.3 点、「愛知県や江南市が行う環境行事に参加する」、「ボランティア活動に社員を参加させる」が 1.8 点となっています。

平成 23 年度に行った意識調査と今回(平成 28 年度)の比較をすると、「フロン等の使用抑制を行う」、「二酸化炭素・メタン等の排出抑制を行う」の地球温暖化対策の実行度が高くなり、「事業所及び周辺の緑化を進める」、「周辺地域の美化運動に参加する」の美化活動が低くなりました。



● 社員教育・地球環境に関する行動の実行度(事業所)

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「今後 2 年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「今後 5 年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 2 + (\text{「現在予定していない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数} \} \end{aligned}$$

【あ行】

アイエスオー
ISO14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が定めた環境を管理する仕組み(環境マネジメントシステム)の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金)制度
愛知県では、事業所の公害防除施設・設備の設置または改善、公害防止のための工場移転を行うものに、金利負担の一部を補助している。

アイピーシーシー
IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

遺伝資源のアクセスと利益配分 (ABS)

生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分 (Access to genetic resources and Benefit-Sharing, ABS)」という考え方を導入したもの。

エコアクション 21

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

エコキュートやエコジョーズ

「エコキュート」はヒートポンプの原理を利用してお湯をつくり出す電気給湯器。「エコジョーズ」は潜熱を回収して再利用することで、従来型に比べエネルギーロスを5%までに抑えたガス瞬間給湯器。

エコ
eco検定

2006年から始まった東京商工会議所が主催する検定試験で、正式名称を「環境社会検定試験」という。幅広い知識をもって社会で率先して環境問題に取り組む“人づくり”と、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指している。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にするなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

【か行】

カーシェアリング

自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的に二酸化炭素の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。

環境学習アドバイザー

環境カウンセラーや市内のボランティア団体の会員などから、環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者を市長が委嘱するもの。

環境自主行動計画

産業部門の各分野における業界団体が、地球温暖化対策や廃棄物の削減などの環境保全活動に取り組むため、自主的に策定する行動計画のこと。

気候変動枠組条約

正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、1992年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。

光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

コップ
COP3

条約における締約国の会議の略称をCOPという。京都で開催された気候変動枠組条約の第3回締約国会議は、COP3と呼ばれる。

コップ
COP10

条約における締約国の会議の略称をCOPという。単にCOP10という場合、生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的として1992年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議のことを示すことが多い。

コップ
COP21

条約における締約国の会議の略称をCOPという。パリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議は、COP21と呼ばれる。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブ。活動内容は、身近な場所で、自分たちでできる環境活動(自然観察・水質調査・リサイクル工作・わが町探検・ごみのリサイクル活動・学校ビオトープなど)に自由に取り組むもの。

ごみ減量「57運動」

焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10% (概ね57g)の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

自動車エコ事業所認定制度

エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放など、自動車環境の改善に大きく貢献する取り組みを積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、愛知県のウェブページに掲載し、環境に配慮した事業所として紹介する制度。

省エネ基準達成製品

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法)」に基づき、省エネ型の製品を製造するために機械器具がクリアするよう課された基準値を達成した製品。

浄化槽設置整備事業補助金制度

市では、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽への転換をする人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している(下水道法に基づく公共下水道認可区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る)。

水質に係る環境基準

水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは3地点で、その他の地点は行政目標として設定している。ここでは便宜上すべて「環境基準」としている。なお、国の基準では、「75%水質値」(小さい順に並べて下から75%の位置にある値)で評価することとしているが、市では年4回の測定結果全てが環境基準に適合しているものを「適合」と評価している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

【た行】

地球温暖化対策推進法

正式名称を「地球温暖化対策の推進に関する法律」という。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティア

ティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

中水

水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

【は行】

販売電力(低圧)量

契約電力50kW未満(主に、一般家庭や小規模工場など)で販売する電力量のこと。平成27年度までは、「電灯需要量」と「契約口数」で家庭用の電力消費量を把握していたが、平成28年度以降は、一般家庭の電力自由化に伴い、「契約口数」が把握できなくなったため、「販売電力(低圧)量」を家庭用の電力消費量とみなす。

廃棄物の焼却

愛知県の県民の生活環境の保全等に関する条例第66条において、一定の基準を満たす焼却炉を用いないで、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木(木材を含む)、紙又は繊維を燃焼させる行為は原則禁止されている。

ビーアールティーアール

P R T R 法

正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」といい、工場、事業所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表することを定めたもの。

ビーオーディー

B O D

Biochemical Oxygen Demandの略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。単位は一般的にmg/Lで表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

ヒートショック

急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

【ま行】

マニフェストシステム

産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止などのため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意などを記載した産業廃棄物管理票のこと。産業廃棄物処理工程が記載されることにより、不適正処理や不法投棄を防止することを目的としている。

【や行】

ヨンアール

4 R

「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ(Refuse=ごみの回避)」「リデュース(Reduce=ごみの減量)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

【ら行】

緑化協定

和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場等緑化を推進し、快適な工場等環境を創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

レアメタル

ニッケルやプラチナ、タングステンなど 31 種類あり、日本ではほとんど採掘されない。レアメタルには「超伝導性」「強磁性」などさまざまな特性があるため、携帯電話やゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電からハイブリッドカー、電気自動車まで幅広く使われ、日本の産業には欠かせないものとなっている。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもちます。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

私たち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

改訂版 第二次 江南市環境基本計画

平成 29 年 3 月

発行 愛知県江南市

編集 生活産業部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代)
